

金沢市における シェアサイクルの取組

金沢市 都市政策局 交通政策部
歩ける環境推進課

■背景

金沢市まちなか自転車利用環境向上計画（H22年度～R元年度）

自転車活用推進法（H29.5施行）



(R2.3策定)

金沢市自転車活用推進計画

－ かなざわ快適創出サイクルプラン －



■基本目標

市民のライフスタイルに自転車が浸透し、
誰もが安全で快適に自転車を活用できるまちを創る

■基本方針

移動手段としての利用に加え、健康・観光など多様な視点で自転車を活用



【はしる】安全で快適な自転車通行環境を創出する
自転車通行空間整備の推進 など



【とめる】便利で使いやすい駐輪環境を創出する
駐輪場の利用環境の向上、長期駐輪及び路上放置対策の強化 など



【まもる】自転車のルール遵守・マナー向上を図る
ライフステージ別の交通安全教育の充実、自転車損害賠償保険の加入促進 など



【いかし ひろめる】誰もが気軽に自転車を活用できるまちづくりを推進する
市民の健康的なライフスタイルの実現に向けた自転車の活用推進
観光やまちの賑わいへの自転車の活用推進
災害時における自転車の活用 など

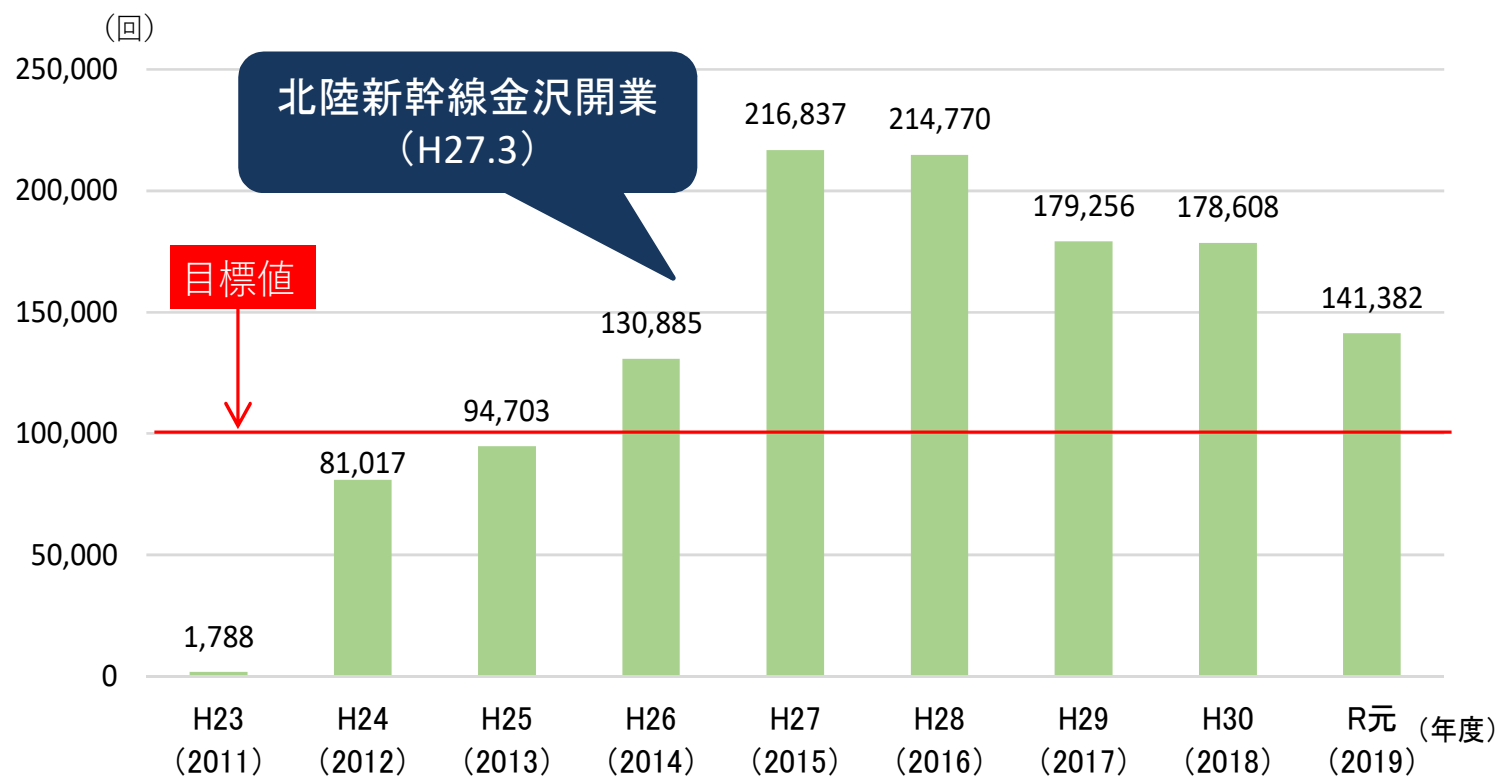
シェアサイクル「まちのり」の利用促進

「まちのり」
H24.3～運用開始、R2.3～システム変更





- ・北陸新幹線金沢開業（H27.3）を見据え、H24.3に運用開始
- ・利用者は観光客を中心に順調に推移
- ・H27年度には、目標利用回数の倍を超える21万回を記録



<旧まちなのりの年度別利用回数>

※H23年度は3/24～3/31、R元年度は4/1～1/13の利用回数

①利用者は観光客が9割を占め、市民利用が少

→ 金沢市が運営費の一部を負担していることから、市民利用も増えることが望ましい

②サイクルポートには端末機が必要であり、設置費用が大

→ サイクルポートが容易に設置できず、数が少ないため、利便性が低い



③利用が増えるに従い、機器類の故障や再配置業務が増

→ 基本料金200円、30分以内であればその日は何回使っても追加料金なし
(利用回数の増による自転車の消耗や再配置業務の負担と、採算性が合わない)

課題を解決するために、



R2.3～ システム変更 (プロポーザルによる事業者選定)

①市民利用の増加

②多くのサイクルポートの設置による利便性向上

③採算性のある料金体系

① サイクルポート

システム

路上端末機
(ラック型) → 車載型
(ラックレス型)

サイクルポート数

R2.6/30現在

21箇所 → 52箇所



② 自転車

台数(仕様)

155台
(一般車) → 500台
(電動アシスト自転車)



③ 利用時間

利用時間

7:30~22:30 → 24時間

④ 主な利用料金

1回会員

基本料金 200円
最初の30分 0円/30分
延長料金 200円/30分
(何回使っても最初の30分は無料)



基本料金 無料
最初の30分 165円/30分
延長料金 110円/30分
(1回利用ごとに料金加算)

▶ 利便性向上、採算性のある料金体系に

■ 目的

(1) 市民をはじめ、より多くの利用を促進するための都市内交通の充実

(2) 来街者の観光需要に配慮した、まちなか回遊性向上のためのさらなる二次交通の充実

■ 基本方針

(1) 対象者：観光客を中心として、市民の利用も促す

(2) 対象エリア：まちなか区域を基本として、新たな観光需要に対応

(3) 運営方式：事業の運営は、運営事業者が行い、金沢市は実施主体として、ポート用地確保並びに機器整備及び運営について一定額負担

(金沢市が一定額負担) 景観や交通政策等、金沢市のまちづくりの方針に沿った整備・運営とするために行政が一定程度関与できる体制とするため

■ 役割分担

金沢市

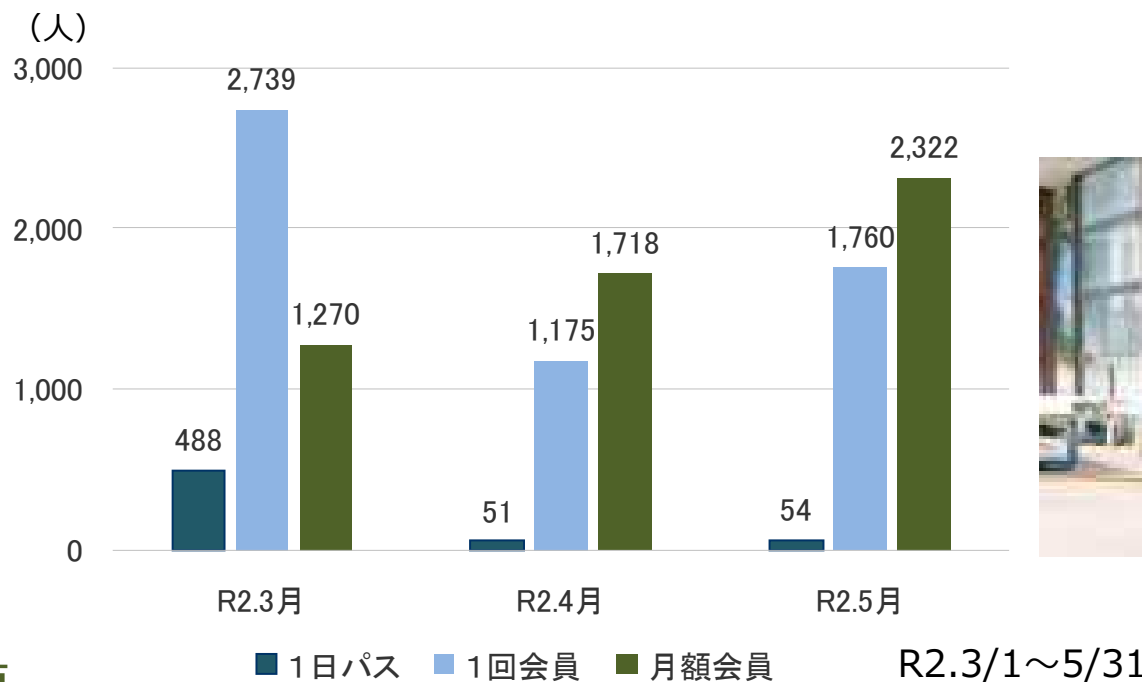
- ・運営業務全体の総括
- ・サイクルポート用地の確保
- ・市民への周知、広報 など

運営事業者

- ・施設及び器材（自転車、駐輪機器）の整備
- ・事業の運営（料金徴収、自転車再配置等）
- ・各種データの収集、整理、分析 など

■利用者数

- ・コロナ禍による観光客の減少にともない、1日パス・1回会員の利用が**低迷**
- ・**市民利用**を中心とする**月額会員**の利用は、**増加傾向**
- ・月額会員は、昨年に比べ**増加**（月額会員 R元:79人 → R2:233人 5月末時点）



■課題

観光客による利用の見通しが定かでない中…

どのようにして、市民利用を増やしていくか

■課題に対する取組

- ・市民が利用しやすい箇所へのサイクルポートの設置（利便性向上）
→ 道路、公園など公共用地におけるポートの設置促進

道路に設置できない理由（道路管理者からの意見）

- ・道路法にシェアサイクルの位置づけが無い
- ・無余地性（占有しなければならない正当な理由）が無い

■必要な支援

- ・公共用地におけるサイクルポート設置しやすさの向上
→ 道路法や都市公園法などにシェアサイクルを位置付け
- ・サイクルポートの案内性向上のため、案内サインの設置推進
→ バスや鉄道との一体的案内（利用促進につながる）
- ・新型コロナ感染症対策に関する支援
→ 自転車等の消毒、除菌、窓口の改良

